

杉並の暮らしと経済を支えます!

あかねがくぼかよ子



事業者向け 新型コロナ関連の主な経済支援策



内容	対象	問合せ先
持続化給付金 中小企業 200万円 、個人事業 100万円 を 上限 で昨年に比べての減収分を給付。	2019年と比べ、同月の売上が半分以上となった月が1ヶ月でもある事業者。全業種、フリーランスも対象。	☎ 3501-1544
休業や時間短縮要請に対する協力金 要請期間：①4/16～5/6 ②5/7～5/31 各期間ごとに 1店舗 50万円 、複数店舗 100万円 支給。	以下の施設の管理者 ● 飲食、接客を行う店舗 (居酒屋、レストラン、ナイトクラブ、バー、スナックなど) のうち夜間 (20時以降) 営業を自粛した施設。宅配、テイクアウト営業は可。(夜間営業行っていない店は休業対象ではありません) ● 運動・遊戯施設 : スポーツジム、柔道剣道、バレエなど屋内の運動施設、カラオケボックス、パチンコ、ゲームセンターなど ● 商業施設 (含むテナント) : 集会場、展示場、貸しホール、玩具、ペットショップ、古本屋、玩具店、ネイルサロン、エステサロンなど ● 塾・習い事・教室 : 各種習い事教室など (自宅などで行っている場合も対象)	☎ 5388-0567 開設時間 9時～19時 (土日祝日を含む毎日) 尚、申請については以下の専門家に費用負担なく依頼することも可能。(東京都が8千円まで負担) 行政書士会(杉並) ☎0120-567-537 杉並青色申告会 ☎3393-2831 荻窪青色申告会 ☎3393-1951 税理士会(杉並) ☎3391-1028 公認会計士(杉並) ☎3515-1187
自主休業給付金 (美容室、理容室) 対象期間：4/30～5/6	4/30～5/6で休業した理容、美容業の施設管理者	同上
商店街奨励金 対象期間：4/25,26,29、5/2,3,4,5,6のうち 1日当たり 50万円 を対象となる商店街に支給。	対象期間中に1日以上、自主休業、輪番休業、時間短縮などに一体として取組んだ、加盟店舗数が100以上の商店街。(隣接する2つの商店街で合計加盟店数が100以上になる場合も可)	☎ 5320-4787
飲食店業態転換支援 新たにテイクアウトや宅配事業を始めるために必要となる費用の4/5 (100万円まで) を補助	宅配、テイクアウトなどを新たに始める飲食店。	☎ 5822-7232
アートにエールを! 東京プロジェクト! プロのアーティストが制作する動画に対して 一人当 10万円 (1作品 上限100万円) 支給。	プロとして芸術文化活動に携わるアーティスト、クリエイター、スタッフの方々。	☎ 5388-3197、3150、3151、3178
無利子無担保融資 特例資金ほか (杉並区産業振興センター)	全業種	☎ 5347-9182
無利子無担保融資 緊急融資・緊急借換ほか (都産業労働局)	全業種	☎ 5320-4877
無利子無担保融資 マル経融資 (日本政策金融公庫)	全業種	☎ 0120-154-505 ☎ 3220-1211



新型コロナへの追加緊急対策「協力金」第二弾の発表!

東京都は過去最大規模だったリーマンショック時の約4倍規模の財政を動員し、新型コロナによる都民への影響に対応しています。

皆さまからのご意見ご要望を都政に届けます!

ご連絡は、都民ファーストの会東京都議団 あかねがくぼ かよ子まで。(連絡先は裏面へ)

◀第二弾の休業協力金を発表する小池知事